

## 家庭教育支援法の制定を求める意見書

今日、核家族化の進行や地域社会のきずなの希薄化など、家庭をめぐる社会的な変化には著しいものがあり、そのため、過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が強く指摘されるようになり、極めて憂慮するところとなっている。

厚生労働省の発表によると、児童虐待の相談件数はこの3年間で毎年1万件以上増加し、平成28年度には12万2,575件に上り、一層深刻さを増している。このような状況を一刻も早く解決しなければならない。

また、若い父親と母親による出産や育児などが、人間関係の希薄化した社会の中で、孤立してしまう状況が増えており、行政のより積極的な家庭教育への支援が必要な時であると考えます。

未来の社会の担い手である子供たちを育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤にもなっている。

教育基本法第10条は、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」としており、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定している。

よって、本市議会は、国に対し、家庭教育支援法の制定を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣 殿  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長

座間市議会議長 京 免 康 彦